

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成27年10月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、簡易水準測量、数値図化)
- 2 作業期間 平成27年9月3日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 唐津市及び伊万里市